

春のビッグフェスティバルに関する規程

第1条 目的

この規定は飲酒・喫煙・その他の行為を規制することによって、事故・火災等の危機をなくし、春のビッグフェスティバル（以下、春フェス）の運営を安全且つ円滑に進めることを目的とする。尚、この目的を達成するために、春フェスへ参加する団体（以下、参加団体）の責任者はこの内容を関係者全員に通達しなければならない。

第2条 飲酒・酒類の持込について

第1項 飲酒している者、酒気を帯びている者について

春フェス開催期間中は構内での飲酒を禁止し、酒気を帯びている者の入構を禁止する。

第2項 酒類の持込禁止

春フェスの開催期間中に酒類(ノンアルコールを含む)を持ち込むことを禁止する。

但し、模擬店参加団体であって、調理用の酒として持ち込むことを静大祭実行委員会（以下、委員会）へ申請し、許可された団体はこの限りでない。

また、参加団体が持ち込んだゴミの中に申請されていない酒類が入っていた場合、その団体が酒類を持ち込んだものとみなす。

第3項 酒類を持ち込んだ場合の措置

酒類を持ち込んだ場合、酒類を一時預かる、もしくは即時廃棄する。預かる場合、酒類は預り証と引き換えに静大祭実行委員会室で保管する。その場合、原則として帰る際に静大祭実行委員会室へ酒類を取りに来ることとする。帰る際に取りに来ることができない場合は、委員会へ連絡し、後日取りに来ることとする。但し、5月17日（金）までに連絡が無い場合、委員会の判断で処分する。

第3条 喫煙について

春フェス開催中は原則として構内禁煙とし、喫煙は以下の指定喫煙所で行うこととする。
～大学指定の喫煙所～

- ・ 共通教育 L 棟・P 棟間

第4条　その他の禁止行為について

第1項

春フェスにおける宗教的、政治的、並びに営利を目的とする活動を行うことを禁止する。

第2項

その他、著しく春フェスの運営を妨げると思われる行為を禁止する。

第3項

前項に違反した者は、直ちにその行為を止めなければならない。また、場合によっては春フェス開催期間中のこれ以降の入構を禁止することがある。

第5条　参加団体に対する措置

参加団体が2条～4条に違反した場合、供託金を没収し、春フェスへの参加を中止する場合がある。

また、規定に違反し、注意を促したにもかかわらず、委員会の指示に従わない場合は、今後一切の春フェス及び静大祭への参加を委員会の許可が得られない限り禁止する等の措置を講ずる。この規定の適用範囲は参加団体の関係者にも及ぶ。